



ドクターを支援する

法律相談レポート

vol.120



Q お金をする時の「契約書」と「公正証書」の違いを教えてください。

歯科大学の後輩から、開業資金として300万円を貸してほしいと頼まれました。契約書は作ろうと思うのですが公正証書にするといいと聞いたことがあります。何か違いがあるのでしょうか。

A 「契約書」は訴訟を起こして、強制執行を申し立てた時に、お金の貸し借りを証明する証拠にしかなりませんが、「公正証書」は、訴訟を起こさなくても強制的にお金を回収する効力があります。ただし、公正証書の中に「お金を返さない場合に、強制執行を認めるることを承諾した文言」が入っている必要があります。

||||||| ← 解説 → |||||

公正証書の効力とは?

質問のように、AさんがBさんにお金を貸したとします。このお金の貸し借りについて、契約書を作成することも多いでしょう。その後、Bさんが何らかの理由でAさんにお金を返さないとします。Aさんは、Bさんに対し、裁判所に強制執行をしてもらいたいと考えるでしょう。公正証書と、公正証書ではない通常の契約書とでは、この段階で差が出てきます。

通常の契約書の場合、まずAさんは、訴訟を起こして勝訴したり、民事調停を成立させたりするなどの手続きを経てから、強制執行を申し立てる必要があります。自分に権利があることを裁判官や調停委員に納得させるために、Aさんは契約書を提示することになります。つまり、契約書は、AさんがBさんに対して貸金債権を有していることの証拠の役割を果たすにすぎません。

これに対し、公正証書の場合は、訴訟を起こしたりするという段階を経ずに、強制執行をしてもらうことができます。つまり、公正証書には「金銭の一定の額の支払い、またはその他の代替物もしくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求」については、強制的に回収

する効力があります（執行力といいます）。ただし、執行力を得るには、公正証書の中に「Bは、本証書上の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨を陳述した」などの文言が入っていることが条件ですので注意が必要です。

公正証書の作成方法

公正証書は、公証人が作成します。公証人は、公証役場にて執務を行っています。公正証書を作成する場合は、通常、公証人の予定が空いているかを確認し、予約をとった上で公証役場へ赴くことになります。また、公正証書の作成には手数料が必要です。

公正証書が作成されると、その原本は、原則として、公証人のもとに20年間保管されます。ただし、一定の者は、原本を閲覧したり、正本の交付を受けたりすることができます。

公正証書のその他の利用方法

よく利用されるものとしては、遺言時の公正証書や、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払いに関する公正証書、公証人が直接見聞した事実を記載した公正証書などがあります。

また、一定の契約等は、公正証書にしなければならないとされています。例えば、事業用借地権の設定を目的とする契約や、任意後見契約などです。

後で紛争が起きないよう、事前に予防しておきたい場合は、公正証書の利用をぜひ検討してみてください。

お気軽に当事務所までご相談ください。

弁護士法人すずたか総合法律事務所
弁護士 鈴木 隆弘

業務分野
一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-40-2F/3F

